

黒部河川事務所 海岸協力団体募集要項

1. 募集目的

平成26年6月の海岸法の一部改正により、海岸協力団体指定制度が創設されましたので、海岸環境の維持活動等に幅広く御協力をいただくため、下新川海岸（対象区間は後述）において海岸協力団体を募集します。

2. 海岸協力団体指定制度の概要

海岸協力団体指定制度とは、自発的に海岸の維持、海岸環境の保全、環境教育等を行うNPO等の民間団体を支援するものであり、これらの団体を海岸協力団体に指定し、海岸管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、自発的な活動を促進しようとするものです。

そのため、海岸協力団体の指定は、要件を満たす団体を広く募集し、申請のあった団体の中から、その資質、能力等を審査の上、指定を行います。

海岸協力団体に指定されると、活動を行う上で必要となる海岸法上の許可等について、海岸管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

なお、海岸協力団体としての活動以外では、海岸協力団体と称して活動を行うことはできません。

3. 対象となる活動及び区間

（1）海岸協力団体としての活動の内容

募集する活動内容は、次のうち、いずれか1つ以上の活動とします。

- ① 海岸管理者（国土交通大臣が工事を施行する区域は、国土交通大臣。以下、同じ。）に協力して行う海岸工事又は海岸の維持
- ② 海岸の管理に関する情報又は資料の収集及び提供
- ③ 海岸の管理に関する調査研究
- ④ 海岸の管理に関する知識の普及及び啓発
- ⑤ 上記の活動に附帯する業務

（2）対象区間

下新川海岸（別紙「下新川海岸活動対象区間位置図」参照）の海岸保全区域を対象としており、上記（1）の活動を実施していただく区間は、おおむね次の区間内とします。

申請にあたっては、活動を希望する区間を申請（複数区間の申請也可）して下さい。

<募集対象区間>

○下新川海岸

- ・第1工区 朝日町泊地先（No.219+50m）～朝日町赤川地先（No.206）L=1,326m

- ・第2工務 入善町古黒部地先（No.214+50m）～入善町田中地先（No.155）L=4,917m
- ・第3工区 入善町田中地先（No.155）～入善町下飯野地先（No.105）L=5,034m
- ・第4工区 黒部市荒俣地先（No.83）～黒部市生地地先（No.58）L=2,359m
- ・第5工区 黒部市生地地先（No.58）～黒部市石田（岡）地先（No.26+50m）
 - ※黒部漁港区域除く L=2,829m
- ・第6工区 黒部市石田（岡）地先（No.26+50m）～黒部市石田地先（No.12）
 - ※石田漁港区域除く L=760m

なお、現地の状況等により、海岸協力団体の活動にそぐわない区間もありますので黒部河川事務所へお問い合わせ願います。

4. 申請資格

海岸協力団体の指定の申請を行うことができる者は、法人又は海岸法施行規則（昭和31年農林・運輸・建設省令第1号）第7条の3に規定する団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとします。

- ① 代表者が定まっていること。
- ② 事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他當該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものをして有していること。
- ③ 適切な経理事務及び会計処理が行われていること。
- ④ 法人等の構成員（役員を含む。）が5名以上いること。
- ⑤ 申請時点において、法人等の設立後5年以上（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づく認証を受けた法人にあっては、当該認証を受ける前の活動期間を含む。）が経過していること。
- ⑥ 宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
- ⑦ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑧ 直近1年間の税を滞納していないこと。
- ⑨ 公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っていると認められないこと。
- ⑩ 海岸協力団体の指定を受けた場合に、海岸協力団体としての活動以外では、海岸協力団体と称して活動を行わないことを誓約できること。

5. 申請書類

海岸協力団体の指定を受けるために申請を行う法人等は、別添申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え申請して下さい。

（1）添付書類

- ① 法人等の規約その他これに準ずるもの及び会員名簿その他の法人等の構成員の数が記載されているもの
- ② 活動実績報告書（おおむね5年間）（別添「様式一活動実績」参照）

- ③ 活動実施計画書（おおむね 5 年間）（別添「様式一活動計画」参照）
- ④ 法人等の監査報告書又は収支計算書
- ⑤ 法人等の納税証明書（課税対象団体である場合に限る）
- ⑥ 4. 申請資格⑤の要件を満たすことを証する書類
- ⑦ 4. 申請資格⑥から⑩の要件を満たすことを誓約できる書類
- ⑧ その他、海岸管理者が必要と認める書類

（2）申請にあたっての留意事項

- ① 提出された書類は返却いたしません
- ② 申請に要する一切の費用は、申請者の負担とします
- ③ 提出された書類は、本審査以外の目的には使用しません

6. 募集期間

公募の日から平成 28 年 2 月 19 日まで

7. 提出先

次の申請先に、持参または郵送により提出してください。

ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとし、郵送の場合は募集期間内必着とします。

〒938-0042

富山県黒部市天神伸 173

北陸地方整備局黒部河川事務所調査課（窓口：調査課長）

TEL 0765-52-4686（直通）

8. 審査方法

提出された書類等に基づき、次に掲げる事項を確認・審査した上で決定します。

（1）申請資格の確認

（2）活動実績報告書の審査（継続性・公共性・活動姿勢）

ア) 継続性：直近おおむね 5 年間にわたり、海岸管理に資する活動を継続的に行っていること。

イ) 公共性：上記の活動が、海岸管理者等（当該活動が海岸協力団体を指定しようとする海岸の区域以外の区域で行われた場合にあっては、当該活動が行われた区域の海岸管理者等。）から後援された活動、海岸管理者等と共同で実施した活動、その他の海岸管理者等との協力関係が認められる活動であること。

ウ) 活動姿勢：直近おおむね 5 年間において、海岸管理又は他の民間団体等の海岸管理に資する活動の支障となり、又はそのおそれがある行為を行っていないこと。

(3) 活動実施計画書の審査（実効性・貢献度・協調性）

- ア) 実効性：過去の活動実績を踏まえ、活動実施計画の実効性が認められること。
- イ) 貢献度：海岸管理に対する貢献が認められること。
- ウ) 協調性：活動に当たって地域（海岸管理者等、住民、市町村、他の民間団体等）との協調性が認められること。

(4) ヒアリング

審査会が行う審査に当たっては、申請を行った法人等からのヒアリングを実施する場合があります。

9. 結果の通知

- (1) 海岸協力団体の指定を受けることになる法人等に対しては、海岸協力団体指定証を発行します。
また、法人等の名称、住所及び事務所の所在地を公示します。
- (2) 上記海岸協力団体指定証には、法人等の名称及び活動を行う海岸の区間を明記し、指定番号の登録を行います。
- (3) 海岸協力団体の指定を受けることができない法人等に対しては、その理由を付して書面にて通知を行います。

10. 指定後の留意事項

- (1) 海岸協力団体の指定を受けた団体は、活動実施計画書に基づき、海岸協力団体の業務を適正かつ確実に実施していただきます。
- (2) 海岸協力団体の指定を受けた団体は、活動実施計画書の計画期間の終了前に、当該計画期間の終了後の次の計画期間の活動実施計画書を提出してください。
- (3) 海岸協力団体の指定を受けた団体が、活動実施計画書を変更しようとするときは速やかに変更の内容を明らかにする書類を提出してください。
- (4) 海岸協力団体の指定を受けた団体は、海岸管理者の求めに応じ、活動状況について報告してください。
- (5) 海岸協力団体の代表者が変更となった場合又は海岸協力団体が解散をした場合には速やかに報告してください。海岸管理者はその旨を公示します。
- (6) 国土交通大臣が施行中（海岸法第6条1項の規定に基づく）の海岸保全施設に関する工事が完了した場合は、海岸協力団体にかかる事務を、本来の海岸管理者（県知事）が引き続き行うこととなります。

11. 指定の取り消し

海岸協力団体の指定を受けた団体が、以下に掲げる事項に該当する場合には、指定を取り消されます。

- (1) 海岸協力団体の業務に対して、海岸管理者が行う改善措置命令に違反した場合。
- (2) 海岸協力団体が詐欺その他不正の手段により指定を受けた場合。

(3) 海岸協力団体から指定の取り消しの申請があつた場合。

海岸協力団体の指定を取り消した場合、海岸管理者はその旨を公示します。

12. 問い合わせ先

北陸地方整備局 黒部河川事務所 調査課（窓口：調査課長）

TEL 0765-52-4686 FAX 0765-57-2449

Eメール kurobe-chousa01@hrr.mlit.go.jp

別紙一下新川海岸活動対象区間位置図

